

# 社会福祉法人 遊星会 役員報酬規定

## (目的)

第1条 この規定は、役員の報酬及び賞与に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 当法人業務を行う理事長、また、その他の役員に対して、1施設につき、限度額を設定し、下記の内容にて報酬及び賞与を支給する。

2 理事長及びその他の役員の報酬は別表第1に定めるとおりとする。

また、理事長の報酬は、報酬及び賞与とし、報酬は、1施設につき、月額報酬限度額を設定する。

3 その他の役員の賞与の額は1年度において職員への賞与の支給状況等と貢献度を勘案し、理事長が定める。理事長の賞与の額は、1年度において1施設につき、月額報酬限度額の1、5月分を超えない限度において、賞与の支給状況等を勘案し、理事長が定める。

4 役員が施設内で業務につく場合、当法人職員給与規定に基づき、理事長の判断により報酬と賞与を支払う。また、理事長が施設内で業務につく場合、当法人職員給与規定に基づき、理事長の判断により、報酬と賞与を加味して支払う。

## (支払日)

第3条 報酬及び賞与の支給方法及び支給日は法人職員の給与支払方法及び支給日に準ずる。

## (旅費及び交通費)

第4条 理事長及びその他役員に、職員への支給条件に準じて旅費及び交通費を支給する。

## (実費等弁償)

第5条 当法人の役員が業務上支出した実費等についてはその費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は別表2に定めるとおりとする。

(理事長の責務)

第6条 本規定において、理事長が判断を行う事項については、現在及び将来の法人運営に影響を及ぼさないよう特別に配慮する責務を負う。

(改 正)

第7条 この規定の改正は、理事会の議決を得て、また、評議員会の承認を得てから改正する。

附 則

この規定は、平成29年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1

区分	1 施設の月次報酬及び賞与の限度額
理事長及び常務理事	1,500,000円（税別）

別表2

区分	1 施設の報酬及び実費等弁償の限度額
理事、監事、評議員、評議委員選任・解任委員	4時間を超えない場合又は、各役員会に出席、視察、書面業務等、当法人としての業務をしたとみなされる場合 1回につき 10,000円（税別） 4時間を超える場合 1回につき 15,000円（税別）
その他	業務内容、交通費等の実費等を総合的に勘案しその都度、個別に理事長が定める。（税別）

\*但し、社会事情を考慮し、理事長の権限により許可なく、報酬額を調整、若しくは減額することがある。